

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	費用返還額の決定処分		
根拠法令・条項	生活保護法第63条		
所 管 課	各区役所 生活援護課		
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>• 設 定</span> <span>• 設定できない</span> <span>• 基準を公開できない</span> </div> <p>第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について (昭和47年12月5日 社保第196号厚生省社会局保護課長通知)</p> <p>生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて (平成24年7月23日 社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	<p>・聴 聞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>• 聽 聞</span> <span>• 弁 明</span> </div>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。</p>